

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

宮代町長 新井 康之

市町村名 (市町村コード)	宮代町 (114421)
地域名 (地域内農業集落名)	宮東・中島・川端地区 (若宮、内野、柚の木、松の木、川端)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6年 7月13日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

この地域はもともと畑であった場所を陸田として使用している地域である。耕作者の高齢化に伴い、担い手の確保・育成が課題として挙げられ、他の地域から新規就農者を募ることに加え、地元の若い農業者を育てる取り組みにも着手していくことが求められている。また、陸田組合が設備トラブル等で管理ができなくなった際、稲作から畑作への作付け転換を考える必要がある。

## (2) 地域における農業の将来の在り方

陸田組合が機能できなくなった際は、米から野菜への作付け転換も視野に動いて行く必要がある。また、担い手塾以外にも地域農業を支える人材の育成について関心を持っている。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

## (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	約47 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	約47 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0 ha

## (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

ほ場整備を予定している区域の周辺で、ある程度まとまっている農用地。  
陸田及び新規就農者等が借受けて営農している農用地。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手の経営意向に合わせて段階的に集約化を行う。
(2)農地中間管理機構の活用方針
特になし。
(3)基盤整備事業への取組方針
特になし。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
担い手塾以外で地元の若い農業者を育てる取り組みについて、町へ計画を示して欲しいとの要望がある。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
特になし。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--